

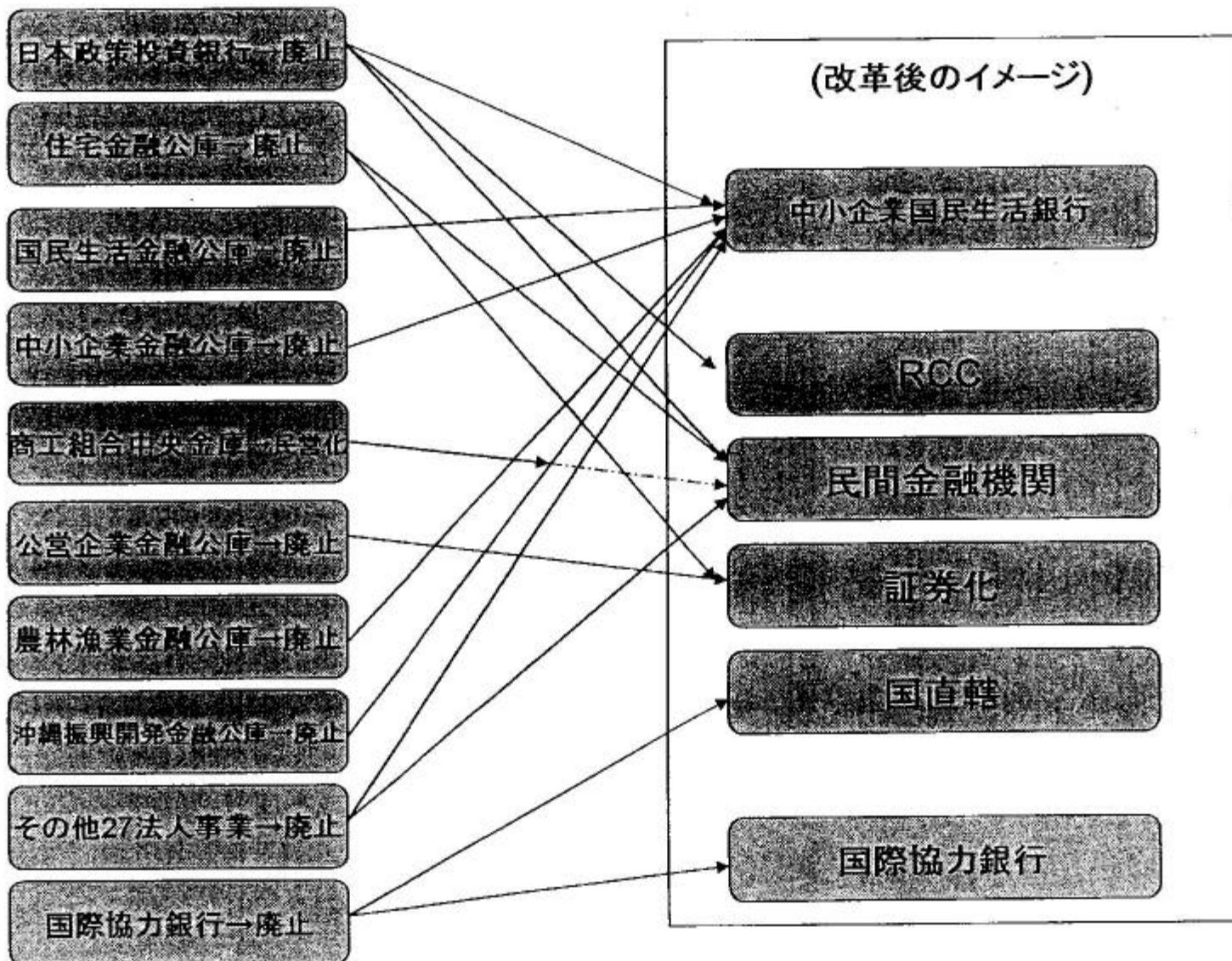
政府系金融機関は二法人に統合

- ・ 政府系金融機関が複数ある必要はなく、国内業務と海外業務を行う法人がそれぞれ一つづつ存在すれば充分である。
- ・ いってん既存の政府系金融機関9法人を全て廃止し、相互に重複している事業や民間で代替可能な事業を廃止した後、どうしても必要な最低限の事業のみ、規模を縮減して2法人に集約する。
(相互に重複する融資メニューの一例は、附属資料③を参照)

27特殊法人の行う金融業務は全て廃止・統合する

- 専門技術・ノウハウを必要とする金融業務を金融機関以外の組織で副業的に行なうことには非効率であり必然性もない。金融機関以外で金融業務を行うことを禁止し、どうしても必要な融資業務については、専門の金融機関に移管する。
- 政策金融は、政策誘導のための有効な手段として行政にとっては無いと困るツールである。しかし、そもそも政策誘導によって行政が経済をコントロールしようとすること自体がいまや実態にそぐわざ不合理である。
- 行政に求められる役割は、経済を管理統制するために政策融資事業を行うプレーヤーとして存在することではなく、民間市場で自由かつ公正な競争が行われるように不正を監視するレフェリーとして存在することであろう。

廃止・統合イメージ



日本政策投資銀行は民業圧迫の象徴

- 大企業向け融資は使命を終えている。

日本政策投資銀行は、電力、鉄道、空運などの公益性が高く設備投資を必要とする大企業向けの業務が中心であった。高度経済成長の時代には慢性的な資金不足にあえいでいたこれらの装置型の産業も、いまは自前で社債を発行するなどして直接金融(資本市場)による資金供給が可能となった。貸出先の代表であった東京電力など電力会社は発電所を建設しつづけ、現在ではほぼ発電所をつくり終えて維持管理が中心になりつつある。

- 民間金融機関のビジネス領域に踏み込んでいいけない。

ちなみに東京電力の社債(償還期間20年)発行残高は四兆八千億円、長期借入残高は二兆七千億円(うち政投銀は九千億円)で、直接金融が完全に優位に立った。二〇〇〇年度(平成12年度)の日本政策投資銀行の貸出先にデパート、スーパー、食品などが目立ち始めた。本来の政策投資ではない領域へ、つまり官業ではなく民業の世界へと踏み込んでいるのだ。

- 政投銀の事業は資本市場で代替可能。

電力、鉄道、空運などは社債を発行する直接金融へ移行しつつあり、その他のセーフティネット融資(阪神大震災の特別融資、金融危機時の貸し済り融資)や環境・情報化・物流対策などは、政投銀を廃止して資本市場を強化することにより代替することは可能である。

- なお、政投銀を特殊会社にして上場し全株式を市場に売却する完全民営化の方式も考えられる。この場合、株式売却益を国庫納付し国債償還財源に充てられるメリットがある。ただし、特殊会社化しても株式公開及び株式売却を行わない「民営化等」は、そうした効果が見込めないので「民営化」とは認められない。

日本政策投資銀行が民業補完の原則を逸脱している事例

- 政投銀の貸出先には、森永乳業－11億円、森永製菓－10億円、高島屋－159億円、三越－74億円、パルコ－50億円といった、生活密着型の典型的な民間企業が並んでいる。これらは、大手都銀等複数行から借入を受けている優良企業であり、政投銀が貸出をする必要性はない。
- また、ツムラー－45億円、東京インキー－1億円、アルプス物流－12億円、福留ハム－8億円、などがあるが、これらは売上高一千億円未満の中小企業であり、地銀や信金信組もしくは中小企業金融公庫などの対象企業である。とくに福留ハムなどの地場産業は地銀等の主要顧客層であり、政投銀が手を出すべきではない。

(附属資料④ 政策投資銀行貸出先一覧を参照)

全法人の事業を整理・統合する

- ・ 国民生活金融公庫→民間金融機関で融資を受けるのが困難な対象への政策金融機能は残す。他機関との重複事業、不要不急な事業は廃止する。
- ・ 中小企業金融公庫→中小・零細企業への政策金融機能は残す。他機関との重複事業、不要不急な事業は廃止する。
- ・ 農林漁業金融公庫→主に中小企業金融公庫と重複業務が目立つ。事業を縮減して他法人に移管。
- ・ 沖縄振興開発金融公庫→国内の政策金融一本化へ伴い、事業を他法人へ移管。
- ・ 公営企業金融公庫→地方自治体が地方債を発行すれば済むこと。
- ・ 国際協力銀行→国際協力のための政策金融機能は残す。日本輸出入銀行と海外経済協力基金との統合の失敗を鑑み、ODA業務は政府直轄化する。
- ・ 商工組合中央金庫→メンバース・バンクという性格から民営化が本来のあり方である。政府出資を段階的に引き揚げることで、時間的猶予をもたせ経済情勢に配慮しつつ中期的に本来あるべき姿へと移行させる。

政府系金融機関の運営指針

- ・ 政府の関与する領域を明確にし、民間金融機関の補完的存在に徹する。
- ・ 再生金融(DIPファイナンス)など民間がフォローしにくい分野に特化する。
- ・ 不況時の現在はファイナンス量を維持するなど経済情勢に対応できる弾力性を残すが、将来的には規模の縮小をはかる。
- ・ 実施している政策融資の意義と効果の検証については、徹底した情報開示(ディスクロージャー)を通じて説明責任を果たす義務がある。
- ・ 政策コストの最小化を図るような政策金融や政策金融の組織を検討する。

今後の改革の段取り

- 実態把握のために必要なデータの開示を徹底し、政策コスト分析や情報開示(ディスクロージャー)を通して政策の意義を外部から検証できるようにする。
- 民間金融機関との重複業務を精査し整理する。
 - ・具体的証券化スキームの策定
 - ・証券化商品への保証及び買取機能の検討
 - ・財政投融資への資金返済方法の検討
 - ・資産売却及び証券化に伴う損益の清算方法の検討
- 証券化及び資産売却に係わる資金の流れを検討する。
- 民間会計処理基準の厳格な適用を行う。
- 金融監督庁による金融検査を受ける。
- 外部監査を導入する。